

**令和7年度**  
**京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金**  
**<手引き>**

**提出期間**  
**令和7年7月11日(金)~8月18日(月)**

**京都府 健康福祉部 地域福祉推進課**

# 1 募集概要

## (1) 趣旨

新たな技術を活用した介護テクノロジーは、介護における身体的負担の軽減や業務の効率化に有効であるため、介護従事者が継続して就労するための環境整備に活用いただけるよう介護テクノロジーの導入に係る費用に対して補助金を交付します。

## (2) 補助対象事業

事業	内容
介護テクノロジー等導入事業	<p><b>ア 介護テクノロジーを導入する事業</b></p> <p>・経済産業省と厚生労働省が定める「<a href="#">介護テクノロジー利用の重点分野</a>」に該当する機器等を導入する際の経費を対象とします。</p> <p>※公益財団法人テクノエイド協会が提供する「<a href="#">福祉用具情報システム</a>」で「介護テクノロジー」として登録されている機器を補助対象とします。</p> <p>※介護テクノロジーと一体的に使用する Wi-Fi 機器や PC、タブレット端末等も付帯経費として計上することができます。</p> <p><b>イ その他</b></p> <p>・上記のアに該当しないもので、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると判断できる機器等を導入する際の経費を対象とします。</p> <p>※対象と認められる例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(ア) 移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器 (床走行式リフト等)</li><li>(イ) 介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器 (一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット等)</li><li>(ウ) 生産性向上に資する福祉用具 (訪問介護事業所で使用するスライディングボード等)</li><li>(エ) 職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器 (インカム等)</li><li>(オ) バックオフィスソフト (電子サインシステム、給与、勤怠管理等)</li><li>(カ) バイタル測定が可能なウェアラブル端末等</li></ul>
介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業	介護テクノロジー等導入事業のうち、複数機種のテクノロジーを連動させることで、効果が高まると判断できる機器等を導入する際の経費を対象とします。

	<p>※対象と認められる事例</p> <p>ア 「介護業務支援」 (<u>【詳細は「質問集」問8参照】</u>) に該当する機器+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器</p> <p>イ 「介護業務支援」に該当する複数機種の機器</p> <p>ウ 介護記録ソフト+介護請求ソフト 等</p>
<p>導入支援と一体的に行う業務改善支援事業</p>	<p><u>コンサルティング会社等による支援事業</u></p> <p><u>生産性向上ガイドライン</u>に基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（コンサルティング会社等）から、本事業による介護テクノロジーを導入する際に、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受けるための費用を補助対象とします。</p>

(3) 補助対象者

きょうと福祉人材育成認証制度に参画（宣言事業者以上）し、以下のア又はイに該当する事業所

ア 京都府内の介護サービス事業所

イ 京都府内の養護老人ホーム又は軽費老人ホーム

【きょうと福祉人材育成認証制度については「質問集」問9参照】

(4) 申請要件

ア 事前説明会動画を視聴すること

イ 生産性向上に関するセミナーを受講のうえ、導入計画書を策定し、取組を進めること  
【詳細は「質問集」問17参照】

ウ 科学的介護情報システム (LIFE) による情報収集に協力している又は介護テクノロジー導入後に LIFE に協力予定であること 【詳細は「質問集」問10参照】

エ セキュリティ対策自己宣言制度に基づき、その運営する介護サービスに関する情報セキュリティ対策に取り組むことを宣言していること 【詳細は「質問集」の問11参照】

オ 特定のサービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること  
【特定のサービスは「質問集」問12参照】

カ 特定のサービスについては、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること  
【特定のサービスは「質問集」問13参照】

(5) 補助対象経費

事業	対象経費
介護テクノロジー等導入事業	備品購入費、使用料、賃借料及び設置工事費等（ <u>メンテナンス費用、インターネット回線使用料等の通信費、運搬費、保険料及び非装着の移乗支援機器に係る設置工事費並びに消費税及び地方消費税を除く。</u> ）
介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業	
介護テクノロジー等の導入と一体的に行う業務改善支援	委託費、コンサルタント料、役務費、専門家謝金、専門家旅費、報酬、報償費、生産性向上の研修に要する研修受講料、講師謝金、講師旅費、会場費、印刷製本費、資料費及び消耗品費等（ <u>消費税及び地方消費税を除く。</u> ）

(5) 補助限度額

事業	限度額
介護テクノロジー等導入事業	<p><u>以下に該当する介護テクノロジー1台当たり30万円</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動支援機器（屋外、屋内、装着）</li> <li>・ 排泄支援機器（排泄予測・検知、排泄物処理、動作支援）</li> <li>・ 見守り・コミュニケーション機器（見守り（施設））</li> <li>・ 見守り・コミュニケーション機器（見守り（在宅））</li> <li>・ 見守り・コミュニケーション機器（コミュニケーション）</li> <li>・ 介護業務支援機器（介護ソフト以外）</li> <li>・ 機能訓練支援機器</li> <li>・ 食事・栄養管理支援機器</li> <li>・ 認知症生活支援・認知症ケア支援機器</li> </ul> <p><u>【所要額調書の作成方法に関する留意事項については「質問集」問2参照】</u></p> <p><u>以下に該当する介護テクノロジー1台当たり100万円</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移乗支援機器（装着型、非装着型）</li> <li>・ 入浴支援機器</li> <li>・ 「（2）補助対象事業」の「イ その他」に該当する機器</li> </ul>

	<p><u>介護ソフトを導入する1事業所当たり以下のとおり</u></p> <p>職員数に応じて必要なライセンス数が増減するなど、職員数により合計金額が増減する契約の場合は、以下の金額、それ以外の方式の契約の場合は一律<u>250万円</u>を基準額とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>1名以上10名以下</u>      <u>100万円</u></li> <li>・ <u>11名以上20名以下</u>    <u>150万円</u></li> <li>・ <u>21名以上30名以下</u>    <u>200万円</u></li> <li>・ <u>31名以上</u>                <u>250万円</u></li> </ul> <p>※訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和7年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に<u>5万円</u>を加算することができます。</p> <p><u>【職員数の考え方は「質問集」問14参照】</u></p> <p><u>【介護ソフトを導入する場合の留意事項は「質問集」問15参照】</u></p> <p><u>【介護ソフトの見積書作成に関する留意事項については「質問集」問16参照】</u></p>
介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業	<u>1事業所当たり1,000万円</u>
介護テクノロジー等の導入と一体的に行う業務改善支援	<u>1事業所当たり45万円</u>

※介護テクノロジー機器等と一体的に使用するPC、タブレット端末等の1台当たりの上限額は10万円以内となります。

(6) 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合の端数は、切り捨てる。）及び補助限度額を比較していずれか少ない額を限度とします。

## 2 事前協議

事前協議は、法人単位とします。（以下、交付申請書及び実績報告書等も同様。）

※要件を満たす申請が予算額を超えた場合は、過去に京都府介護テクノロジー等定着支援事業、京都府介護ロボット等導入支援事業補助金又は京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金の交付を受けて介護テクノロジー等を導入した実績のない法人・事業所を優先して採択します。

また、交付額の調整（減額）を行うことがあります。

(1) 提出書類（様式は京都府HPからダウンロードしてください。）

- 事前協議書
- 導入計画書
- 所要額調書
- 見積書（写し）
- 導入する介護テクノロジー等のカタログ

【提出書類の留意事項については「質問集」問25を参照】

(2) 提出期間

令和7年7月11日（金）から令和7年8月18日（月）17時（必着）

(3) 事業実施期間

交付決定日から令和8年2月28日（土）まで

(4) 提出方法

郵送、持参又はメールによる提出

※提出先は下部の【書類提出先】のとおりです。

※メールで提出する場合は件名に以下のとおり記載してください。

「（法人名）R7介護テクノロジー等定着補助金事前協議書」

(5) 内示（予定）

後日、選定結果は文書にて通知します。

選定されなかった場合もその旨を通知します。

## 3 交付申請

交付申請は内示を受けた法人に限ります。提出書類、提出期限については、別途通知します。

なお、内示を受けた内容を変更することは、原則できません。

## 4 補助事業の事前着手

交付決定日後の事業着手が原則ですが、「事前着手届」の提出により、令和7年4月1日以降の着手が可能です。ただし、内示前に事前着手されても交付を保証するものではありません。

## 5 事業計画の変更等

交付申請後、以下の場合等は、手続きが必要となりますので、必ず京都府の担当者宛て事前にご相談の上、必要書類を郵送又は持参により提出してください。

- (1) 事業計画の変更
- (2) 事業の中止、廃止
- (3) 地位の承継
- (4) 事業の遅延

## 6 実績報告

指定の期日までに実績報告書を御提出いただきます。

## 7 補助金の額の確定

提出された実績報告書の内容を審査の上、確定した交付額を文書により通知するとともに補助金の交付を行います。

## 8 導入効果の報告

介護テクノロジー等の導入効果を検証するために、実績報告書とは別に導入効果報告書を事業完了後、提出いただきます。また、別途、厚生労働省においても効果検証等を行っており、別途、厚生労働省あてに効果報告等を行うこととなりますので御留意ください。(別途通知あり。)

### (1) 提出期限

令和8年4月10日、令和9年4月9日及び令和10年4月10日までにそれぞれ前年度の報告書を提出してください。

(2) 導入効果報告書については、内容を公表する可能性があります。

## 9 注意事項等

○他の補助金、助成金との併用について

国、地方公共団体又は民間団体からの補助金、交付金その他の給付金（本補助金及び「1 募集概要(3)」に掲げる事業を対象として市町村が交付する補助金を除く。）の交付を受けて実施する事業については、補助金の交付の対象としません。

### 【書類提出先】

京都府 健康福祉部地域福祉推進課 福祉人材・法人指導係  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
電話：075-414-4561  
FAX：075-414-4615  
E-mail：chifukuhojo@pref.kyoto.lg.jp